

第13回日本タバコフリー学会学術大会（および前夜懇親会）

参加方法（事前参加費払込）と演題申込みのご案内

第13回日本タバコフリー学会学術大会（2026年11月22日（日）および前夜懇親会（11月21日（土）夕）に参加される方は、事前に参加費のお振込みをお願いします。
参加費の払込確認をもって、参加申込完了とさせていただきます。

大会参加費には、抄録集代と弁当代を含みます。学術大会や前夜懇親会の会場などの詳細は、学会HPの第13回学術大会チラシをご参照ください。

当日の受付での混雑を避け、早期割引利用のためにも、是非とも事前に参加費の振込をお願いします。学会からの登録確認の返信は致しませんので、念のため当日振込証をご持参ください。なお大会参加は会場集合のみで、オンライン発表や配信はありません。また、演題申込をされる方は次ページ以降をご参照ください。学生（大学院生を除く）は無料です、直接学会事務局に申込ください tfaj-office@tobaccofree-adv.main.jp、

【ご注意】

- 1) 参加費の振込の名義は、必ず個人名で行なって下さい。
- 2) 早期割引を利用される方は、必ず 11月14日以前に振込みをお済ませ下さい。
- 3) 11月15日以降の振込みには、早期割引は適用されません。
- 4) 振込まれた会費などは、原則として払い戻し致しません。
- 5) 当日参加申込も受付けますが、弁当が不足し受取れない可能性があります。

【参加費のお振込先】郵便振替のみで受付ます。

口座番号：00990-6- 301871（右詰めでお願いします）

口座名：特定非営利活動法人 日本タバコフリー学会

郵便局で青色の振込用紙を使って、会員・非会員の区別と、参加形式（大会＋懇親会、②大会のみ、③懇親会のみ）を明記し、合計額をお振り込み下さい。
申し訳ありませんが、振込料のご負担を、宜しくお願いします。

参加費	（単位：円）	会 員	非会員	学 生
早期割引登録 （11月14日まで）	大会参加費	5,000	6,000	無 料
	懇親会費	5,000	5,000	無 料
11月15日以降 及び当日登録	大会参加費	6,000	7,000	無 料
	懇親会費	6,000	6,000	無 料

*大学院生は無料の対象外となりますので、ご注意ください。

日本タバコフリー学会 第13回学術大会
(2026年11月22日(日) 西宮健康開発センター(兵庫県西宮市))

一般演題募集(会場発表のみ)

【演題申込期間】: 2026年6月1日～同年9月25日(必着)
締め切り厳守でお願いします。

【演題申込先】: 学会事務局へ電子メールにてお申し込みください。
tfaj-office@tobaccofree-adv.main.jp

【申込書式】: 添付の演題申込例文をご参照ください
用紙: A4用紙1枚 余白: 上35mm・下30mm・左22mm・右22mm

演題: MSゴシック全角16ポイント

演者: MSゴシック全角14ポイント、
発表者名を先頭に置き、○印を前置し、振り仮名を付けてください

所属: MSゴシック全角12ポイント、
所属が異なる場合は、演者と所属に右肩数字で表示してください
*所属がない場合は、住所地を市や郡まで表示してください。
(例) 兵庫県尼崎市、和歌山県有田郡など

本文: MS明朝太字全角11ポイント(43字×28行以内)、
但し英数字は半角を使用してください

形式: 【背景・目的】
【対象と方法】
【結果】
【考察】
【結論】などに整理して、作成して下さい。

発表: 会場発表(質疑込みで10分以内)のみで、オンライン発表や配信は、
ありません 以下の演題申込例文をご参照ください。

【演題申込の文例（参考）】

兵庫県受動喫煙防止条例の問題点および今後の改善点

～地元の草の根運動の立場から～

○^{その}菌^{じゆん} 潤¹⁾、菌はじめ^{1) 2)}

兵庫県尼崎市¹⁾、菌はじめクリニック²⁾

【背景・目的】

2012 年 3 月、神奈川県に次ぐ 2 番目の受動喫煙防止条約が兵庫県で成立した。その問題点と今後の改善点について考察を加え発表する。．．．．．

【対象と方法】

9 回に亘る委員会の討議を検索し、委員会の最終答申と条例の内容の齟齬について考察を加えた。．．．．．

【結果】

第 2 回委員会における参考人意見の陳述で、兵庫県タバコフリー協会を代表して、分煙では受動喫煙が防止できず、例外なく一斉実施の完全禁煙以外に受動喫煙防止はできないことを強調した。．．．．．

9 回に亘る委員会の最終答申の骨子は、「分煙では受動喫煙は防げない。時間がかかっても屋内は官も民も完全禁煙を実施すべき」であった。．．．．．

【考察】

委員会の委員に飲食店業界・旅館ホテル業界・商工会議所の代表が選ばれた反面、兵庫県で 10 年以上禁煙推進の実績を持ち、世界保健機関（WHO）の世界禁煙デー賞を受賞している本会会長は排除された。．．．．．

【結論】

最終答申の趣旨を完全に無視し、内容が伴わなくても条例成立自体を目的化した今回の条例は、「受動喫煙奨励条例」と呼ぶべき条例である。不完全な分煙を奨励・固定化するために 3 億円の補助金をバラ撒く愚策条例でもある。今後、地方自治体においては、不完全な条例よりも、むしろトップダウン方式による「官より始めよ」方式の禁煙推進方策が望ましい。